

第2回 「介護保険の利用方法 ～調査編～」

介護保険のサービスを利用するためには、**訪問調査**を行う必要があります。ここでは、要介護認定調査がどのようにして行われるのかをみていきましょう。

訪問調査とは

要介護認定申請の受付が完了すると、次に調査員が被保険者本人に面会して**訪問調査**を行います。

調査では本人の暮らしぶりやお身体の状態について確認し、どの程度の介護を必要としているのかを判断する材料とさせていただきます。



訪問調査の事前調整

要介護認定の申請を行う際、職員より訪問調査を行う旨をお伝えします。

この時 本人の居所 立ち会い人の有無(※)等の質問をします。

※本人の受け答えに不安がある、もしくは調査時に付け加えておきたい情報がある等の場合、ご家族や施設職員等が調査に立会ってください。

認定調査員について

要介護認定申請を受理した後、新規申請の場合は町の職員が、更新の申請の場合は町の委託した居宅介護支援事業者等の職員が調査員としてご本人を訪問いたします。



訪問調査の手順

STEP1

訪問調査の日時の調整

調査員が本人もしくは立会人に連絡し、訪問調査の日時を調整いたします。

STEP2

調査員の訪問

調査員が被保険者本人の居所（自宅、病院、入所施設等）を訪問いたします。

STEP3

訪問調査

調査員が本人もしくは立会人からお聞きする内容は、以下の通りです。



①基本的な身体の動き

(麻痺の有無、歩行等)



②日常生活状況

(買い物、調理、金銭管理、食事、排せつ等)



③意思の伝達について

(言葉等で意思疎通が可能か)



④認知症等の状態について

(物忘れ、徘徊、妄想等の有無)



⑤最近受けた医療行為。

- 麻痺の有無、歩行や立ち上がりの状態を確認する際には、危険のない範囲で実際にお身体を動かしていただくことがあります。
- 訪問調査は、被保険者本人の日頃の生活状況や、介護を行う家族がどのような困りごとを抱えているのかを把握するのが目的です。リラックスして、普段の生活状況をそのまま伝えるようにしましょう。
- 本人の前では話しにくいことがある場合、調査終了後に場所を移し、立会いの方から改めてお話しをうかがうことも可能です。



以上の調査で得た内容を受け、「**認定審査**」が行われます。
次回は認定審査のしくみについて見ていきましょう。

住民福祉課 介護保険係
75-8820 (直通)
75-2111 (内線165)